

子どもの発達を知り、子どもを支える

④子どもの基本的習慣の発達

乳幼児期の発達

乳幼児期は、一生のうちで最も発達が盛んな時期で、子どもは日々変わっていきます。そんな変化が激しい時期だからこそ、その時々を発達を的確に捉え関わりましょう。

■基本的習慣って？

生活の基本となる「眠る」「食べる」「清潔を保つ」などの習慣のことで、子どもが健康に育つための基礎となるものです。



また「いただきます」「いただきます」を言う、手づかみではなくスプーンなどの道具で食べるなど、みんなが気持ちよく暮らすためのルールやマナーとも関わるので、集団生活への参加の基礎になります。

■子どもの育ちと基本的習慣

赤ちゃんは、眠たいときに寝たいだけ寝て、何でも口に入れ、身の回りのことを助けもらって生活します。

そうした赤ちゃんが次第に

増進課に相談してください。

■発達に合った関わり

◎1歳までの時期

「決まった時間に寝起きするようになる」「口に入れて良い物とダメな物を区別するようになる」「箸やスプーンでこぼさずに食べるようになる」「信号が青になったら横断歩道を渡る」という交通ルールに沿った行動をするようになる」など成長していきます。

子どもは、なんと短時間で、なんと多くの生活習慣を学びとっていくことでしょう！

■基本的習慣の育ちの過程

- ・1歳ごろ…手づかみで食べる。
- ・1歳6カ月ごろ…自分でコップで飲む、スプーンで食べる。
- ・2歳ごろ…自分でパンツを脱ぐ、「いただきます」を言う。
- ・3歳ごろ…服の着脱を自分でしたがる。こぼさずに食べる。
- ・4歳ごろ…信号を見て道路を渡る。お風呂で自分で身体を洗う。

・5歳ごろ…トイレが一人でできる。箸の持ち方や姿勢など、食事のマナーを守り食事する。

※発達には個人差があります。気になることがあれば、健康

こちら鳥獣害対策員です！① —シカ捕獲専任班の発足—

市では、鳥獣害対策を強化しています。このシリーズでは、市が実施している鳥獣害対策や、知っている役立つ情報などを、市の鳥獣害対策員が紹介します。

《問合せ》農林水産課 ☎23-1127

◆シカ捕獲専任班の発足！

有害鳥獣捕獲班や各農会の活躍で、市内の一部地域では『シカの数が減った』と伺うようになりました。

一方で、生息域が広がり、これまでいなかった地域にも影響が出ています。

国は、平成26年からの10年でシカを半減させる指針を出しました。本市でも本年度からさらに捕獲活動の各



▲7月1日から活動を開始した専任班の皆さん

クマといえば、柿を食べるイメージがありますが、地域によっては柿には見向きもしないそうです。市内では、クマが盆すぎに青い柿を食べに来て、次に熟したころに再び食べに来ます。不要な柿の木は切るとともに、収穫する際には高い枝などに実を残さないようにして、クマが集落に居着かない環境を作りましょう。

種支援を充実しています。5月に市有害鳥獣捕獲班によるシカ捕獲専任班を結成しました。専任班は、班員24人で、主に平日を中心に月に10日程度活動します。本年度は500頭の捕獲を目指します。本市全体の年間の捕獲頭数では、昨年度実績から1500頭増しの5千頭を捕獲目標に設定しています(有害捕獲期間)。

◆4～6月のシカ捕獲頭数

主に日高・出石地域で、銃による捕獲を実施しました。罠と合わせて、市内で1114頭を捕獲しました。

◆青い柿を好むクマ

クマといえば、柿を食べるイメージがありますが、地域によっては柿には見向きもしないそうです。市内では、クマが盆すぎに青い柿を食べに来て、次に熟したころに再び食べに来ます。不要な柿の木は切るとともに、収穫する際には高い枝などに実を残さないようにして、クマが集落に居着かない環境を作りましょう。

とよおかホッと見守り隊

4

実際にあった事例(その2)

高齢者が抱える問題などの早期発見・対応ができるよう、市内全域で展開しているこの事業では、今まで近隣住民や関係協力事業所の方から、さまざまな相談や連絡をいただいています。

6月25日
号に引き続

き、相談事例を紹介します。

普段の生活や仕事の中で、高齢者の「ちょっと気掛かりなこと」に気付いたときには、日頃から付き合っている地区の役員、民生委員児童委員などが、最寄りの地域包括支援センターへ連絡してください。

《問合せ》 高年福祉課 地域包括支援センター ☎ 241-2409



相談者	相談内容	対応状況
民生委員	一人暮らしの高齢者が、最近ろれつが回らず、話が聞き取りにくい。転倒も多く、様子がおかしい。	民生委員と連携し、主治医に最近の受診状況を確認する。最近の受診がないため、本人宅への訪問を繰り返し、受診を勧める。
行政職員	市役所の窓口で、会議の予定がないにもかかわらず、「会議がある」と聞いたが、どこか?と再々来庁する。	民生委員へ相談する。民生委員は、以前から顔見知りの関係であったため、近況の確認と今後の見守りを依頼する。
商店主	一人暮らしの高齢者が最近体調を崩している。	民生委員と訪問すると、家の中が乱雑で、以前の本人と様子が違う。別居の子の協力が必要と判断し、連絡を取る。また、地域での見守りについて協議を行う。

くらしの相談室だより

64

「身に覚えのない請求に要注意!」

はがきや電話、電子メールなどで、身に覚えのない料金を請求されるという架空請求が近年再び増加しています。

請求の手口

架空請求は、従来、はがきによるものが多かったのですが、近年の請求の約8割は、電子メールによるものです。

電子メールの場合、本人が悩んでいる、家族や周囲の方が気付くのが遅れがちになるので、注意が必要です。



架空請求メールの実例

「(株)〇〇の△△と申します。お客さまが使用中の携帯端末より、以前登録された総合情報サイトから無料期間中に退会処理がとられていないために、登録料金、延滞料金が発生しており、現状未払いとなっております。このまま放置してしまうと、お客さまの身元調査ならび

に法定書類作成後、回収業者による料金回収となります。

(注) 調査費用、回収手数料等は、利用規約に基づきましてお客さまの負担となります。

『退会処理』をご希望であれば、左記の連絡先へ翌営業日の午後2時までにお問い合わせください。

電話 03-XXXX-XXXX
営業時間 午前9時より
定休日 土・日曜日

〇〇担当△△までお願いします。なお、連絡をいただけない場合は、手続き開始となりますのでご了承ください」

※このように、多くの場合、具体的な金額や利用内容の明記はなく、請求者に連絡を取らせようとしています。

トラブル時の対処方法

〇「連絡や支払いは絶対にしない」…慌てて請求者に連



絡してはいけません。サービスを利用していなければ、料金の請求を受けても無視しましょう。「これ以上関わりたくない」という理由でも、一度払うと次々と請求されます。

〇「くらしの相談室に相談する」…支払い義務があるかどうか自分で分からないときや、不安になったときは、一人で悩まずに、身の回りの信用できる方や消費生活センターに相談しましょう。

脅迫された場合や身辺に不安を感じる場合は、警察に相談しましょう。

お金を振り込んでしまった後でも、相談が早ければ、お金が返ってくる場合があります。おかしいな、困ったなど思ったなら、すぐに豊岡市くらしの相談室に相談してください。



《豊岡市くらしの相談室》

▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内

▽電話相談 ☎ 21-9001